

第15回 姫路市新型コロナウイルス感染症対策本部会議での指示事項

(令和3年3月5日)

兵庫県は、「緊急事態宣言」が解除されたものの、引き続き感染防止対策を行う必要があるとの認識のもと、段階的な緩和措置を実施することとしており、3月4日に対処方針を改訂し、3月8日以降の対応を決定されました。また、その中では、飲食店等への営業時間短縮要請の対象地域として、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市のみを3月21日まで継続する方針を示し、姫路市は対象地域から除外されました。

本市では、緊急事態宣言の発令から約1か月半が経ち、皆様のご協力により、新規感染者は確実に減少し、医療提供体制も改善の兆しが見られます。

しかしながら、緊急事態宣言が解除されたことで、新型コロナウイルス感染の脅威がなくなったわけではなく、年度末を控え、今ここで対策を緩めると、様々な行事や送別会等を通じて感染が再拡大するおそれがあります。

また、県内で感染力が強い変異株が確認されており、まだまだ油断を許さない状況が続いています。

市民の皆様は、気を緩めることなく、引き続き、感染防止対策を徹底していただくようお願いいたします。

ご自身の健康や行動に注意していただき、家庭や施設等に新型コロナウイルスを持ち込まないよう、日中も含めた不要不急の外出の自粛を継続してお願いします。また、毎日の検温、マスクの着用、手洗い、消毒、室内の換気や3密の回避など、基本的な感染防止策の徹底をお願いします。家庭内も含め、大人数での飲食や長時間に及ぶ飲食を控えるとともに、食事中の会話を極力控えてください。不要不急の都道府県間の移動や、緊急事態宣言対象地域をはじめリスクのある場所への出入りを自粛してください。卒業旅行、謝恩会、歓送迎会、花見による宴会などを控えるようお願いします。

本市といたしましても、県の対処方針等を受け、感染拡大の防止と地域経済の活性化のバランスを勘案しながら、「市民のみなさまの『命』と『暮らし』を守り抜く」ことを最大の使命と自覚し、取り組んでまいります。

スポーツ施設や貸館施設等の市有施設は、3密の回避、症状のある方の入場制限、消毒の徹底など、万全の感染防止対策を講じた上で開館いたします。

市主催のイベントは、国や県の方針を踏まえ、感染拡大予防ガイドライン等に基づき実施します。

ワクチン接種事業につきましては、医師会と緊密な連携を図りながら、地域の診療所や病院で受診する個別接種を中心に検討を進めており、65歳以上に対するワクチン接種券を3月下旬以降に配送する予定です。

また、市民からの問い合わせに応じるコールセンターを3月1日に開設しており、ワクチン接種券配送後の接種の電話予約もコールセンターで受け付けます。

市役所の各部署においては、感染防止策の徹底を図り、それぞれの状況に応じて、テレワークの促進、時差勤務制度の活用等により、引き続き接触機会の7割削減に取り組んでください。

職員においては、常に市民の命と暮らしを守る立場にあるとの自覚と使命感を持ち、公務のみならず、プライベートにおいても、感染リスクを回避するよう心掛け、自らを律して行動してください。

感染予防については、一人ひとりが意識を高め、最大限の取り組みを行い、市民が安心して元の生活に戻れるよう、感染拡大防止に努めてください。